

# 愛知高原国定公園

指 定 書

及び

公園計画書

(環境省原案)

平成 年 月 日

環境省



# 愛知高原国定公園

## 指 定 書

(公園区域の一部変更)



# 目 次

1 変更理由	5
2 変更する区域	6



## 1 変更理由

愛知高原国定公園の区域は、愛知県の尾張地方北東部の丘陵地帯から三河地方北部及び東部の山地地帯にまで至り、瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市及び北設楽郡設楽町の5市1町に及んでいる。本公園は広い範囲にまたがっており、山地、丘陵、河川、溪谷等、自然景観が変化に富んでいる。

本公園は、従来の6つの県立自然公園（道樹山定光寺、猿投山岩屋堂、奥矢作、加茂、段戸高原の一部、本宮山の一部）と骨格となる東海自然歩道を主体として、昭和45年12月に国定公園に指定され、大都市近郊のレクリエーション地域として利用されている。

指定後18年を経過した昭和63年11月には、指定後の社会経済情勢の変化、公園区域内及び周辺地域の土地利用、公園利用の形態の変化等に対応し、本公園内の風致、植生、野生動物等を適切に保護し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進するため、公園区域及び公園計画全体について再検討を行った。

その後、再検討実施から21年を経過しており、再検討以降の自然的及び社会的状況の変化についての的確な把握を行い、本公園の風致、植生、野生動物等の保護とそれらを基盤とした公園利用を推進するとともに、今後も適切な公園管理を行っていくため、公園区域について点検を行った結果、公園区域の一部を拡張することとした。

## 2 変更する区域

愛知高原国定公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

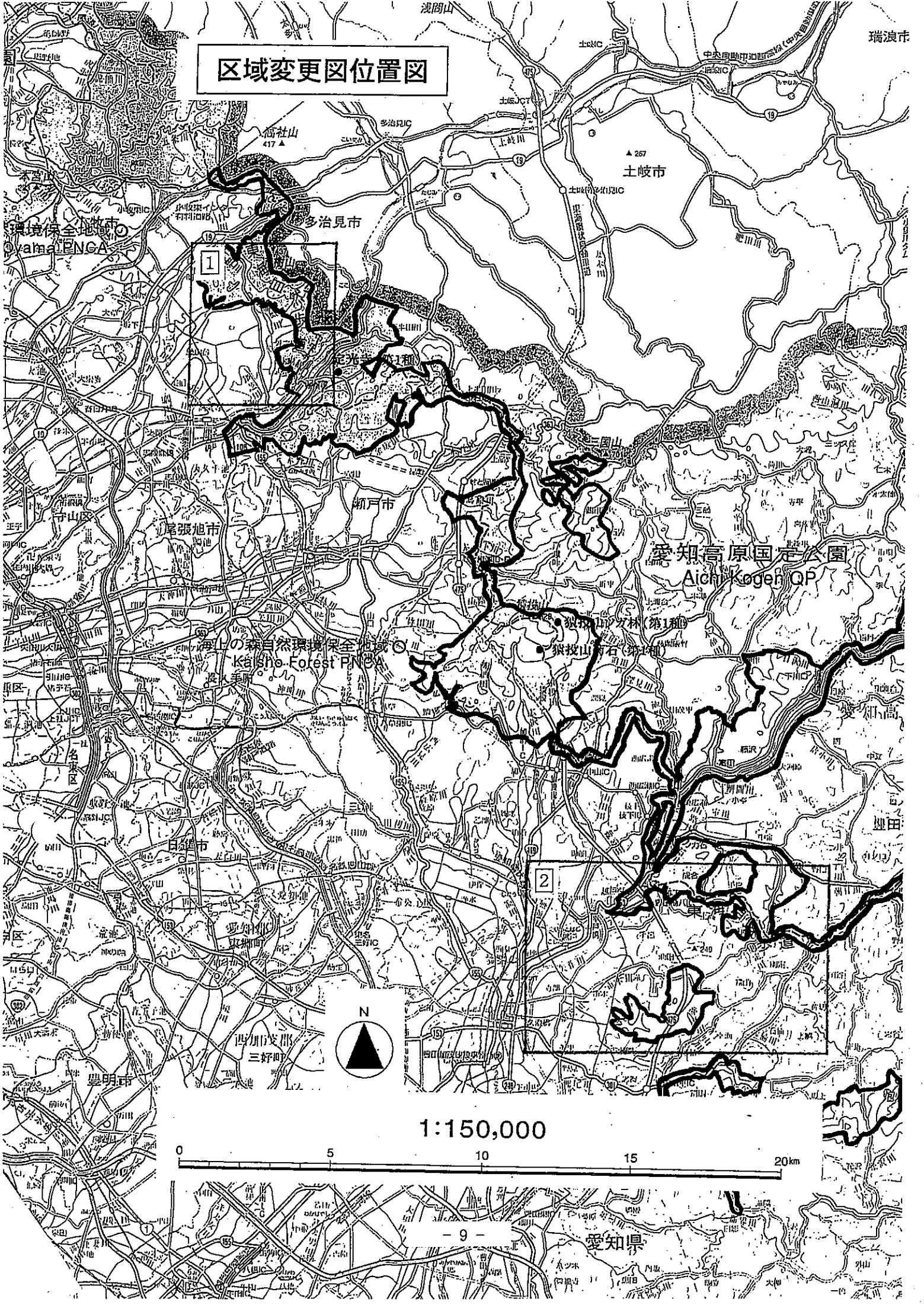
番号	区 分	変更部分の区域
1	拡 張	愛知県春日井市 木附町の一部
2	拡 張	愛知県豊田市 上高町及び山中町の各一部
3	拡 張	愛知県豊田市 京ヶ峰の一部



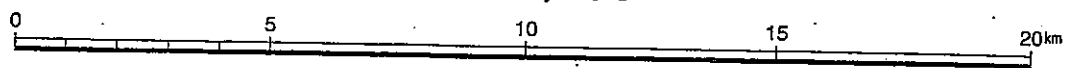
変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>隠山池にはジュンサイ、ヒツジグサ、ノタヌキモなどの植物が自生し、隣接する第3種特別地域とともに良好な風致を形成している。当池の自然環境を隣接地と一体的に保全するため、当池を公園区域に編入し、隣接地と同様、第3種特別地域とする。</p>	<p>1 (公 1)</p>
<p>ヘビノボラズ、ミカワシオガマなど東海丘陵要素と呼ばれる、この地方独特の植物が群生する湿地があり、その周辺にアカマツ、コナラなどの自然林が残されている。都市近郊の貴重な湿地及びそれを取り巻く緑地であり、優れた自然の状態を維持するため、公園区域に編入し、第2種特別地域とする。</p>	<p>26 (私 26)</p>
<p>クロマツ、コナラなど針広混交林であり、都市近郊の貴重な緑地であるため、公園区域に編入し、第3種特別地域として風致の維持及び植生の保全を図る。</p>	<p>5 (公 5)</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>32 ( 公 6 ) ( 私 26 )</p>
<p>変 更 前 公 園 面 積</p>	<p>21,708 ( 国 1,049 ) ( 公 2,283 ) ( 私 18,376 )</p>
<p>変 更 後 公 園 面 積</p>	<p>21,740 ( 国 1,049 ) ( 公 2,289 ) ( 私 18,402 )</p>



# 区域変更図位置図

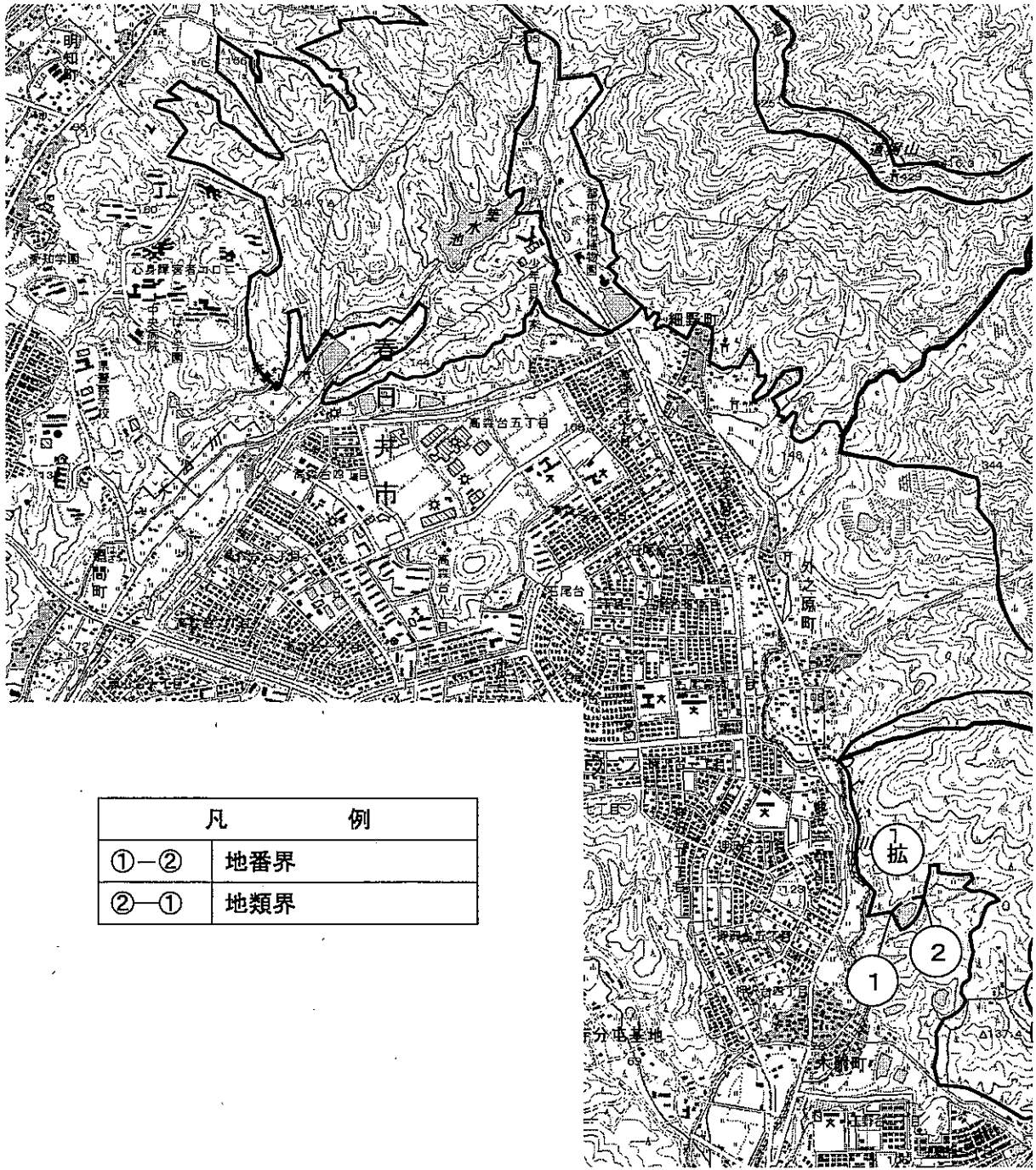


1:150,000





# 区域変更図 1



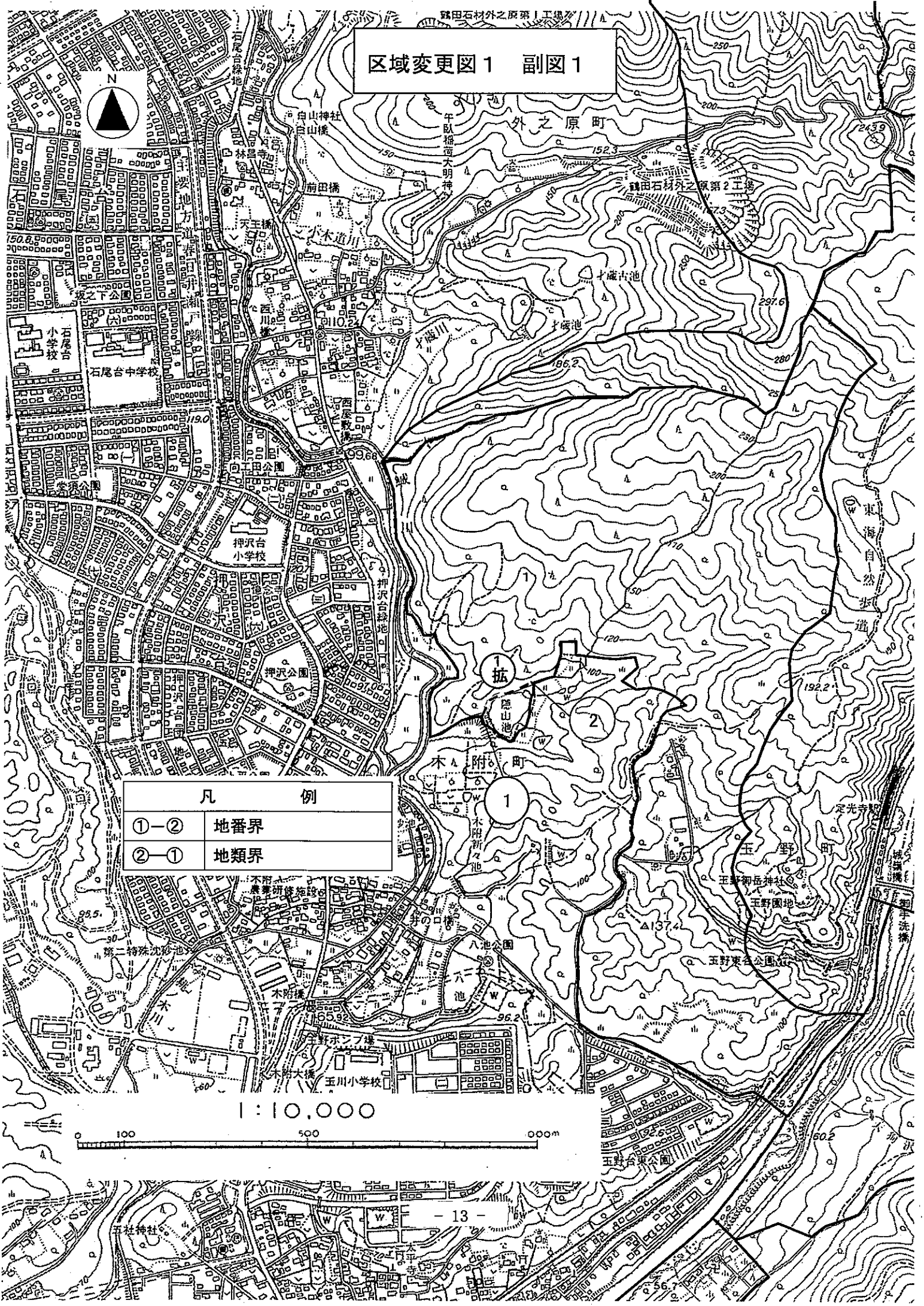
凡 例	
①—②	地番界
②—①	地類界

1 : 25,000





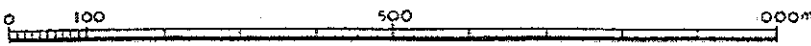
# 区域変更図1 副図1



## 凡 例

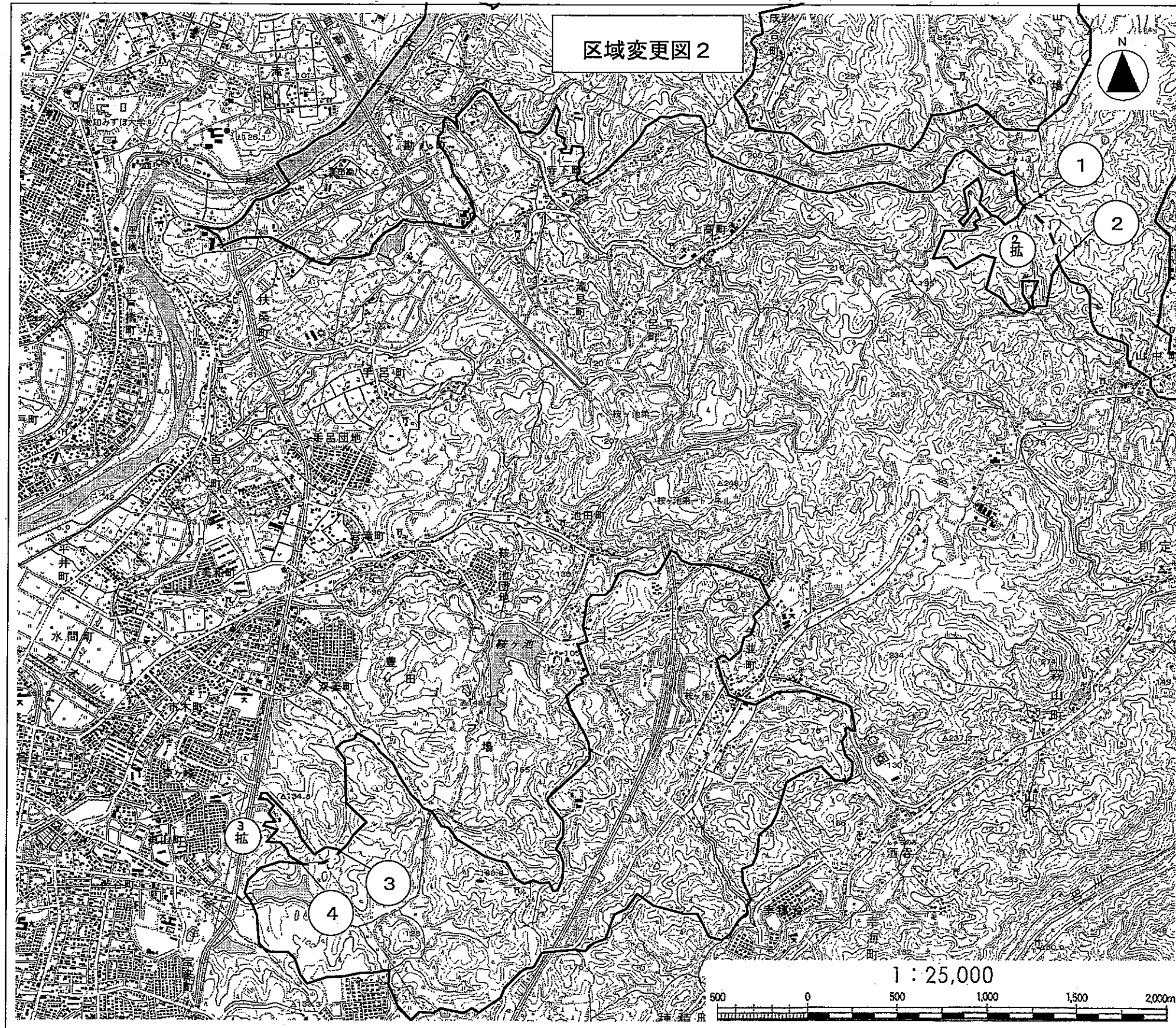
①—②	地番界
②—①	地類界

1:10,000







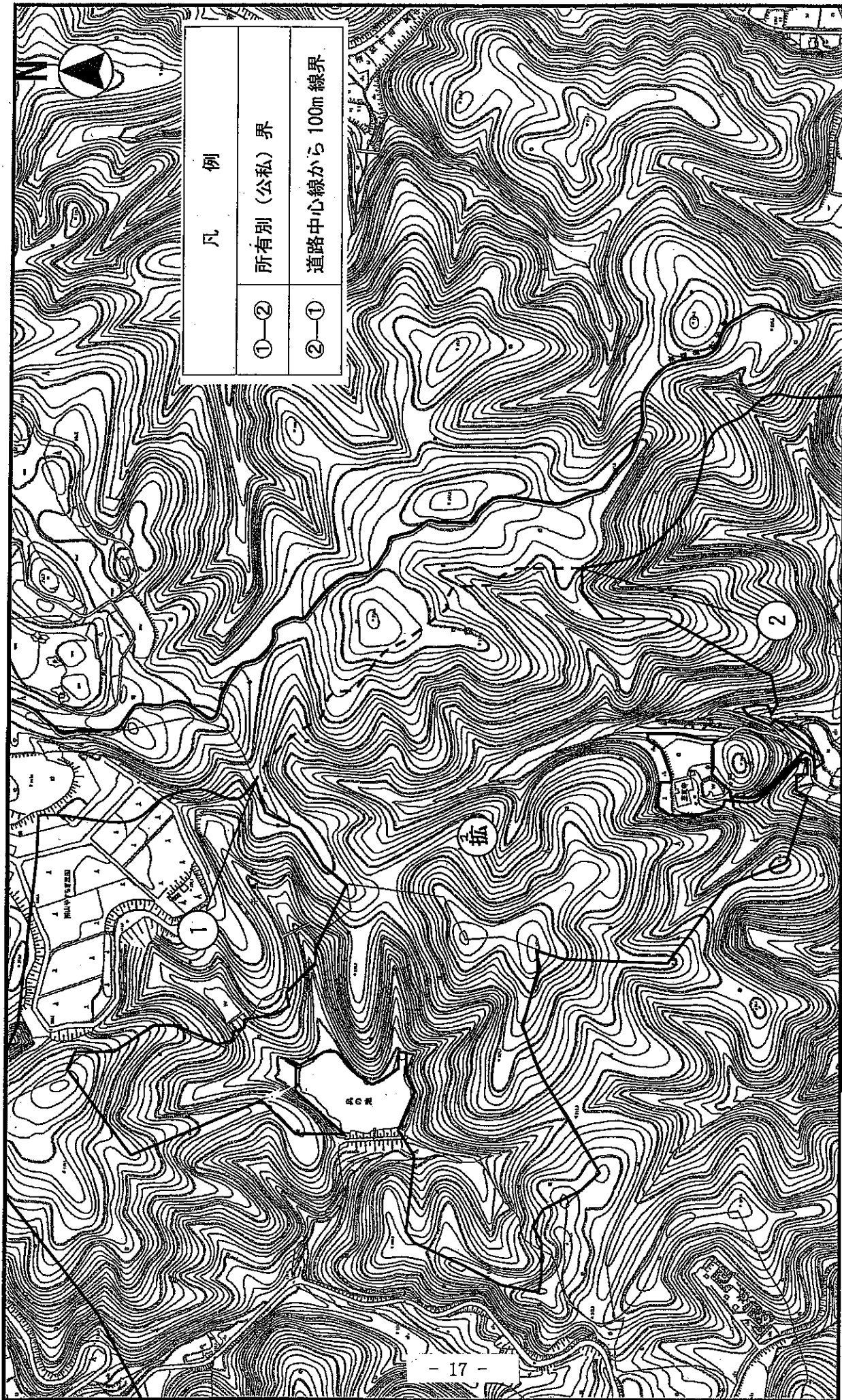


区域変更図2

凡 例	
①-②	所有別(公私)界
②-①	道路中心線から100m線界
③-④	所有別(公私)界
④-③	稜線界



区域変更図2 副図2

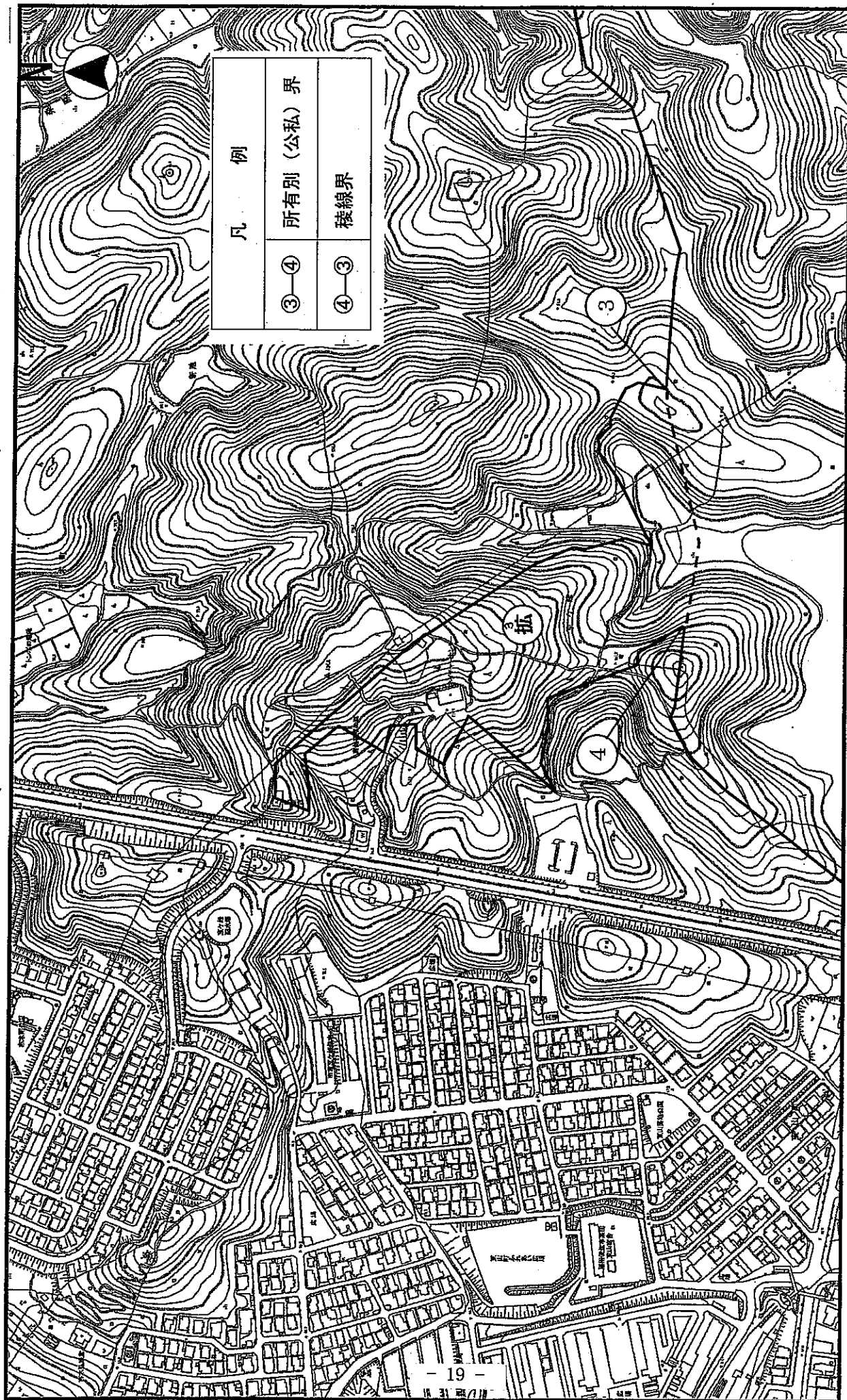


縮尺 1:5000





区域变更图 2 副图 3



縮尺 1 : 5000



# 愛知高原国定公園

## 公園計画書

(公園計画の一部変更)





# 目 次

1 変更理由	25
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	26
ア 特別地域	26
(ア) 第2種特別地域	30
(イ) 第3種特別地域	32
イ 面積内訳	72
(ア) 地域地区別土地所有別面積	72
(イ) 地域地区別市町村別面積	72
3 施設計画	
(1) 利用施設計画	74
ア 単独施設	74



## 1 変更理由

愛知高原国定公園の区域は、愛知県の尾張地方北東部の丘陵地帯から三河地方北部及び東部の山地地帯にまで至り、瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市及び北設楽郡設楽町の5市1町に及んでいる。本公園は広い範囲にまたがっているため、本公園内は山地、丘陵、河川、溪谷等、自然景観が変化に富んでいる。

本公園は、従来の6つの県立自然公園（道樹山定光寺、猿投山岩屋堂、奥矢作、加茂、段戸高原の一部、本宮山の一部）と骨格となる東海自然歩道を主体として、昭和45年12月に国定公園に指定され、大都市近郊のレクリエーション地域として利用されている。

指定後18年を経過した昭和63年11月には、指定後の社会経済情勢の変化、公園区域内及び周辺地域の土地利用、公園利用の形態の変化等に対応し、本公園内の風致、植生、野生動物等を適切に保護し、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進するため、公園区域及び公園計画全体について再検討を行った。

その後、再検討実施から21年を経過しており、再検討以降の自然的及び社会的状況の変化についての的確な把握を行い、当該公園の風致、植生、野生動物等の保護とそれらを基盤とした公園利用を推進するとともに、今後も適切な公園管理を行っていくため、公園計画全体について点検を行った結果、特別地域及び普通地域の区域及び施設計画の一部を変更する必要性が生じた。そのため、公園計画の一部変更を行うものである。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	愛知県春日井市 木附町の一部
2	拡張	愛知県豊田市 上高町及び山中町の各一部
3	拡張	愛知県豊田市 京ヶ峰の一部
4	削除	愛知県豊田市 島崎町の一部
5	削除	愛知県豊田市 藤沢町の一部
6	削除	愛知県豊田市 富田町及び西広瀬町の各一部
7	削除	愛知県豊田市 勘八町の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
隠山池にはジュンサイ、ヒツジグサ、ノタヌキモなどの植物が自生し、隣接する第3種特別地域とともに良好な風致を形成している。当池の自然環境を隣接地と一体的に保全するため、当池を第3種特別地域とする。	1 (公 1)
ヘビノボラズ、ミカワシオガマなど東海丘陵要素と呼ばれる、この地方独特の植物が群生する湿地があり、その周辺にアカマツ、コナラなどの自然林が残されている。都市近郊の貴重な湿地及びそれを取り巻く緑地であり、優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	26 (私 26)
クロマツ、コナラなど針広混交林であり、都市近郊の貴重な緑地であるため、第3種特別地域とし、風致の維持及び植生の保全を図る。	5 (公 5)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、特別地域から除外する。	△14 (公 △4) (私 △10)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、特別地域から除外する。	△4 (公 △1) (私 △3)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、特別地域から除外する。	△5 (公 △1) (私 △4)
県有施設の跡地及び寺院が建立されている土地であり、良好な自然環境が保持されているとは言えないため、特別地域から除外する。	△1 (公 △1)

番号	区分	変更部分の区域
8	削除	愛知県豊田市 松平町の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
寺院、工場、住居が建立されている土地であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、特別地域から除外する。	△ 5 〔 公 △ 1 〕 〔 私 △ 4 〕
変 更 部 分 面 積 計	3 〔 公 △ 2 〕 〔 私 5 〕
変 更 前 特 別 地 域 面 積	20,150 〔 国 1,034 〕 〔 公 2,212 〕 〔 私 16,904 〕
変 更 後 特 別 地 域 面 積	20,153 〔 国 1,034 〕 〔 公 2,210 〕 〔 私 16,909 〕

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
2	拡張	特別地域の拡張	上高・恩真寺北湿地	愛知県豊田市 上高町及び山中町の各一部
9	拡張	第3種特別地域からの振替	築水池	愛知県春日井市 廻間町の一部
10	拡張	第3種特別地域からの振替	矢並湿地	愛知県豊田市 矢並町の一部
11	拡張	第3種特別地域からの振替	六所神社社叢	愛知県豊田市 坂上町の一部



変 更 理 由	面 積 (ha)
ヘビノボラズ、ミカワシオガマなど東海丘陵要素と呼ばれる、この地方独特の植物が群生する湿地があり、その周辺にアカマツ、コナラなどの自然林が残されている。都市近郊の貴重な湿地及びそれを取り巻く緑地であり、優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	26 (私 26)
築水池及びその周辺にはシデコブシを始めとした東海丘陵要素に含まれる希少な植物が自生し、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボなどの希少な昆虫が生息している。当池の風致を維持し、希少な植物及び昆虫の生育・生息地を保全するため、当池周辺の隣接地（みろくの森及び築水の森）と同様、第2種特別地域とする。	5 (公 4) (私 1)
ミカワシオガマなど東海丘陵要素に含まれる植物が群生する湿地があり、ヒメタイコウチなどの希少種が見られる。湿地の周辺はコナラ林となっており、都市近郊の貴重な湿地及びそれを取り巻く緑地である。優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	5 (公 5)
低標高地では珍しいモミ、ツガなどの常緑針葉樹の原生林がブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹と混成している。優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	45 (私 45)
変 更 部 分 面 積 計	81 (公 9) (私 72)
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	3,413 (国 170) (公 280) (私 2,963)
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	3,494 (国 170) (公 289) (私 3,035)

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	隠山池	愛知県春日井市 木附町の一部
3	拡張	特別地域の拡張	京ヶ峰	愛知県豊田市 京ヶ峰の一部
4	削除	特別地域の縮小	島崎地区	愛知県豊田市 島崎町の一部
5	削除	特別地域の縮小	藤沢地区	愛知県豊田市 藤沢町の一部
6	削除	特別地域の縮小	富田地区	愛知県豊田市 富田町及び西広瀬町の一部
7	削除	特別地域の縮小	勘八地区	愛知県豊田市 勘八町の一部
8	削除	特別地域の縮小	松平地区	愛知県豊田市 松平町の一部
9	削除	第2種特別地域 への振替	築水池	愛知県豊田市 廻間町の一部

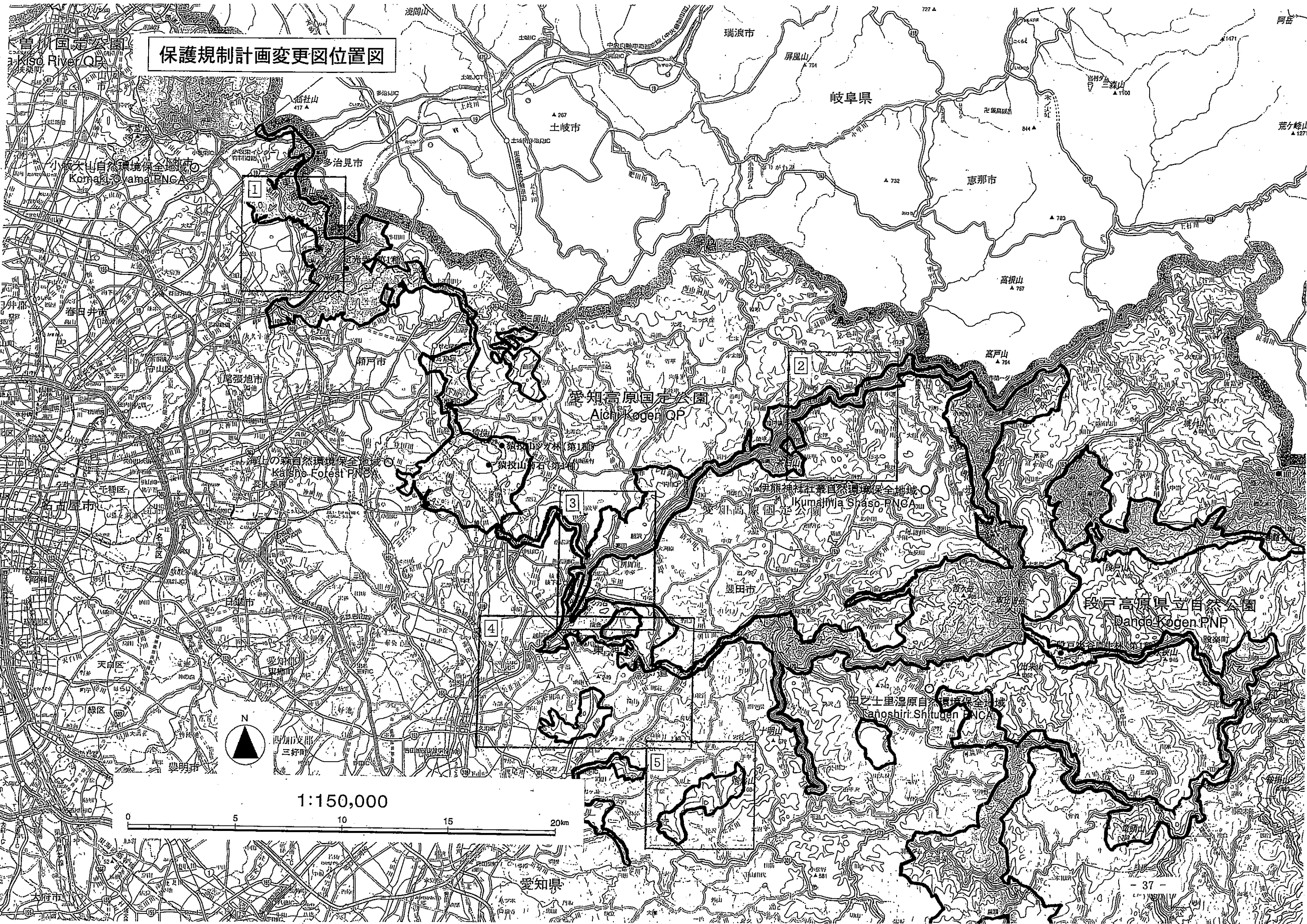
変 更 理 由	面 積 (ha)
隠山池にはジュンサイ、ヒツジグサ、ノタヌキモなどの植物が自生し、隣接する第3種特別地域とともに良好な風致を形成している。当池の自然環境を隣接地と一体的に保全するため、当池を第3種特別地域とする。	1 (公 1)
クロマツ、コナラなど針広混交林であり、都市近郊の貴重な緑地であるため、第3種特別地域とし、風致の維持及び植生の保全を図る。	5 (公 5)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、第3種特別地域から除外する。	△14 (公 △4) (私 △10)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、第3種特別地域から除外する。	△4 (公 △1) (私 △3)
住居等が立ち並ぶ地域であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、第3種特別地域から除外する。	△5 (公 △1) (私 △4)
県有施設の跡地及び寺院が建立されている土地であり、良好な自然環境が保持されているとは言えないため、第3種特別地域から除外する。	△1 (公 △1)
寺院、工場、住居が建立されている土地であり、特別地域とするに値する良好な自然環境が保持されているとは言えないため、第3種特別地域から除外する。	△5 (公 △1) (私 △4)
築水池及びその周辺にはシデコブシを始めとした東海丘陵要素に含まれる希少な植物が自生し、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボなどの希少な昆虫が生息している。当池の風致を維持し、希少な植物及び昆虫の生育・生息地を保全するため、当池周辺の隣接地（築水の森及びみろくの森）と同様、第2種特別地域とする。	△5 (公 △4) (私 △1)

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域
10	削除	第2種特別地域 への振替	矢並湿地	愛知県豊田市 矢並町の一部
11	削除	第2種特別地域 への振替	六所神社社叢	愛知県豊田市 坂上町の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
ミカワシオガマなど東海丘陵要素に含まれる植物が群生する湿地があり、ヒメタイコウチなどの希少種が見られる。湿地の周辺はコナラ林となっており、都市近郊の貴重な湿地及びそれを取り巻く緑地である。優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	△5 (公 △5)
低標高地では珍しいモミ、ツガなどの常緑針葉樹の原生林がブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹と混成している。優れた自然の状態を維持するため、第2種特別地域とする。	△45 (私 △45)
変 更 部 分 面 積 計	△78 ( 公 △11 ) ( 私 △67 )
変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積	16,621 ( 国 796 ) ( 公 1,927 ) ( 私 13,898 )
変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積	16,543 ( 国 796 ) ( 公 1,916 ) ( 私 13,831 )



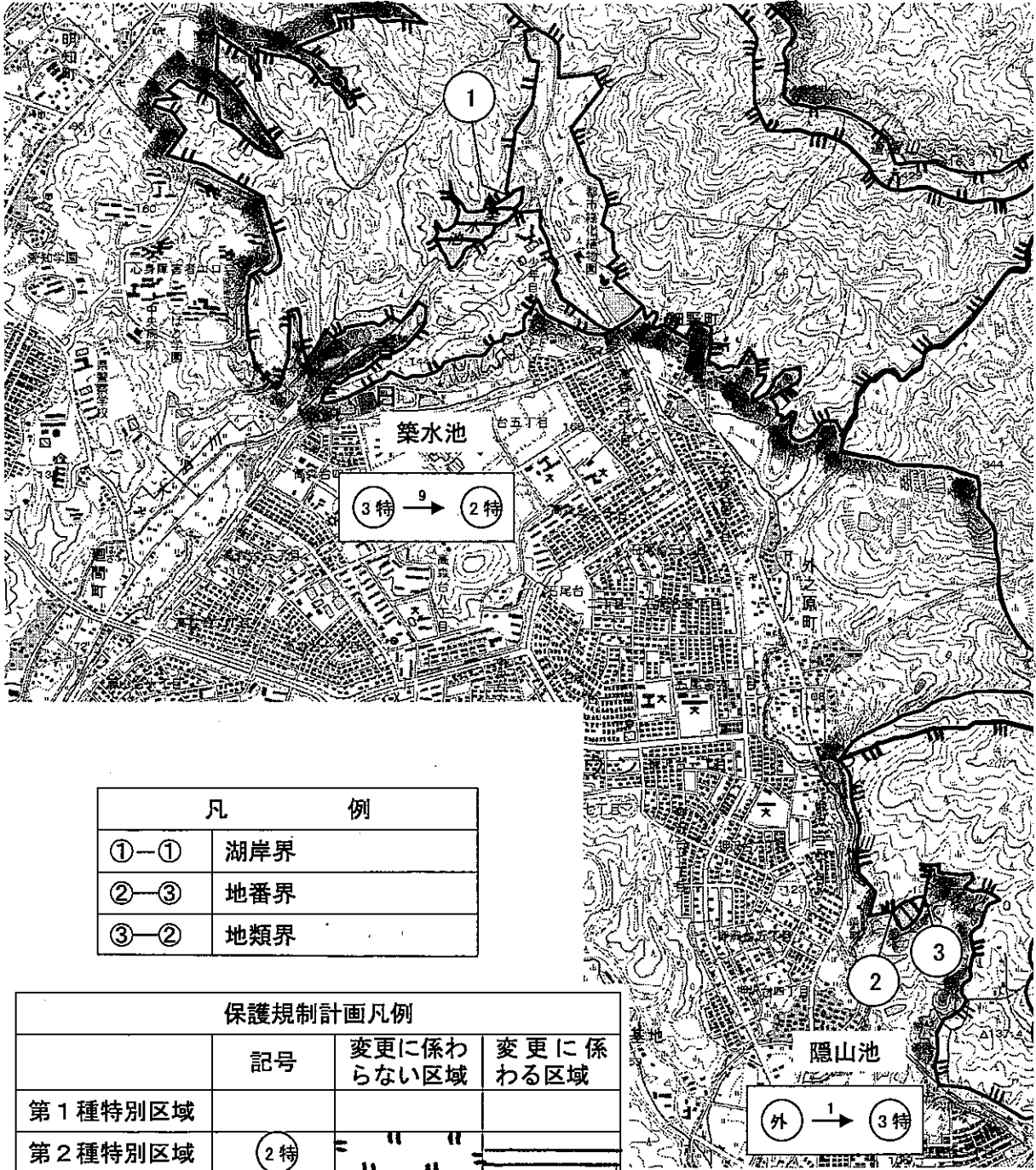
保護規制計画変更図位置図







# 保護規制計画変更図 1



凡 例	
①—①	湖岸界
②—③	地番界
③—②	地類界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
第1種特別区域			
第2種特別区域	(2特)		
第3種特別区域	(3特)		
普通区域			

1 : 25,000





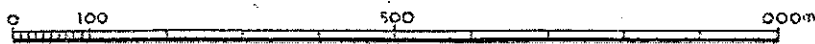
保護規制計画変更図1 副図1



凡 例	
①—①	湖岸界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係わ る区域
第2種特別区域	2特		
第3種特別区域	3特		
普通区域			

1 : 10,000





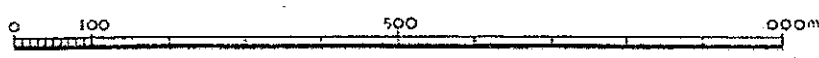
保護規制計画変更図1 副図2



凡 例	
②-③	地番界
③-②	地類界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
第1種特別区域			
第2種特別区域			
第3種特別区域	③特		
普通区域			

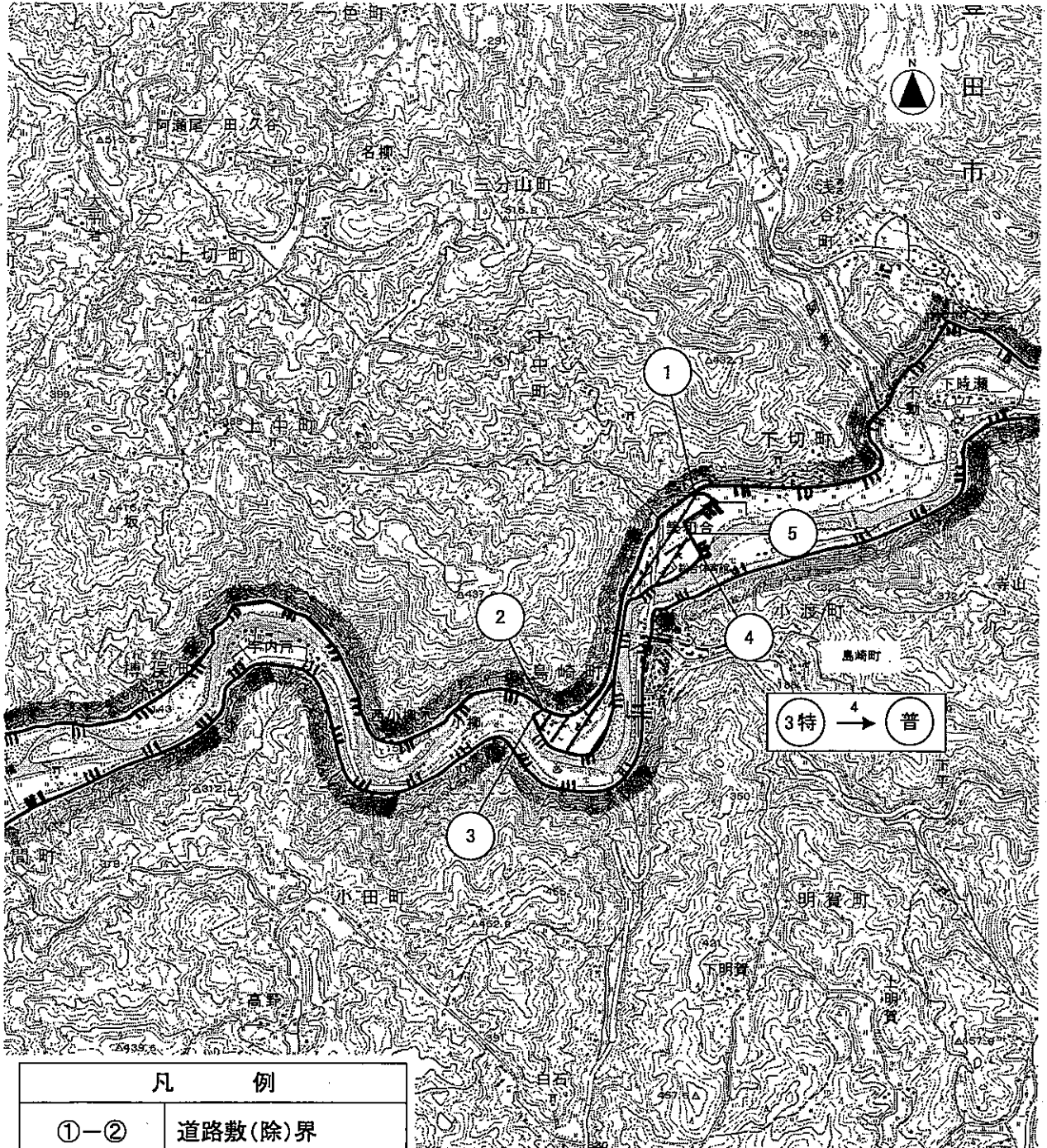
1:10,000







# 保護規制計画変更図2



凡 例	
①-②	道路敷(除)界
②-③	沢界
③-④	河川敷(含)界
④-⑤	地類界
⑤-①	道路敷(除)界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
第3種特別地域	3特	≡ ≡ ≡	
普通地域	普		////

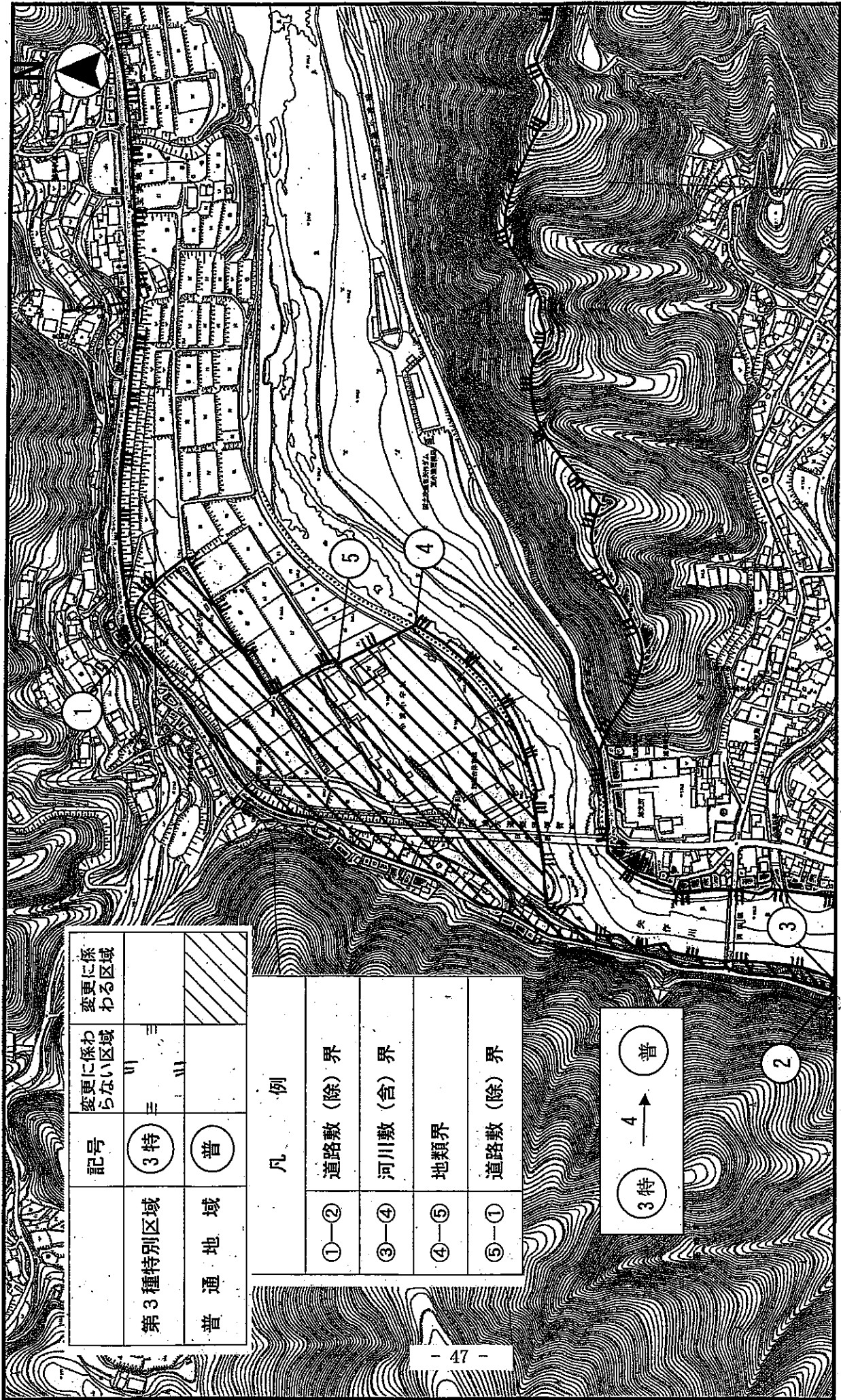
1 : 25,000





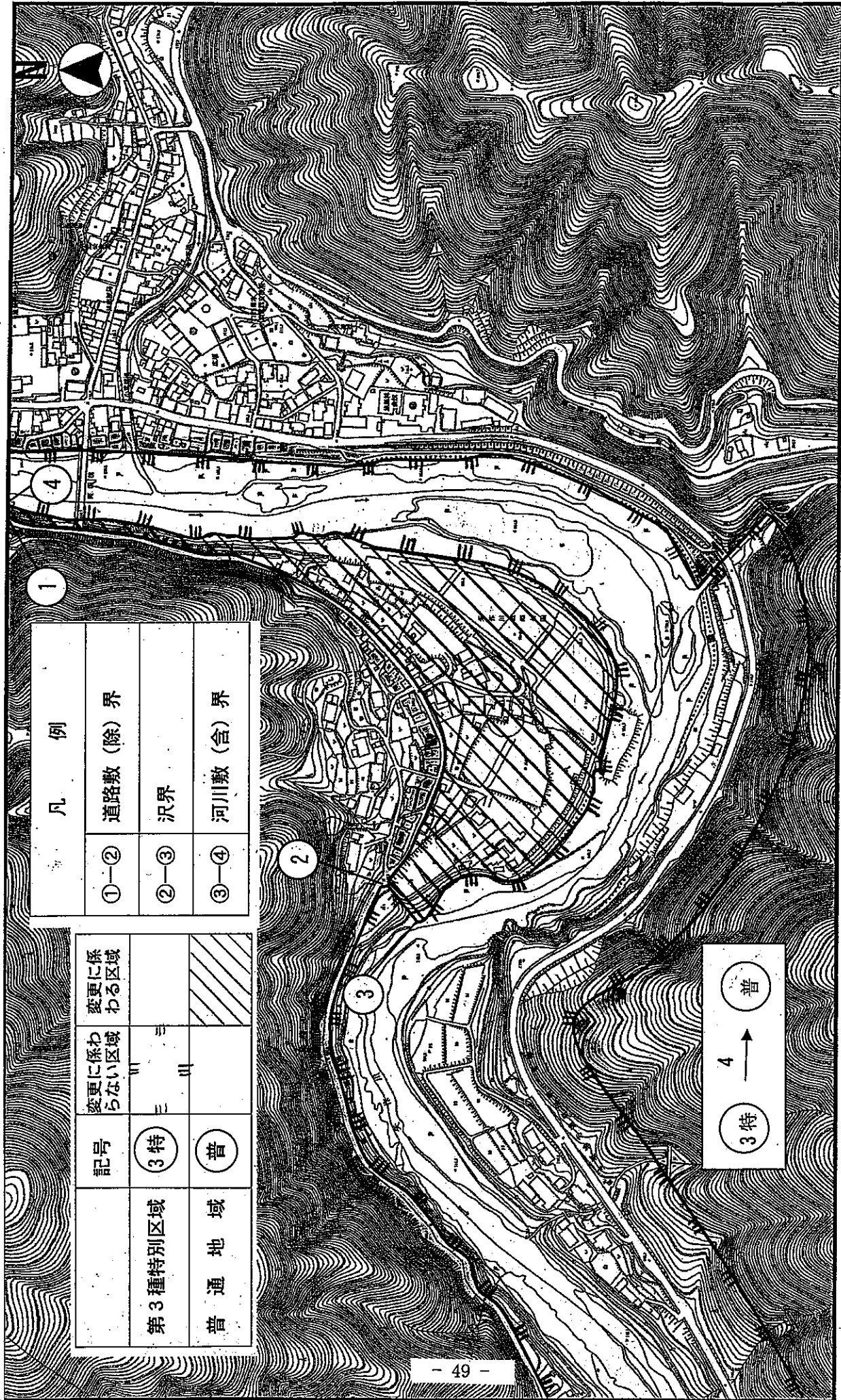


保護規制計画変更図2 副図3-1



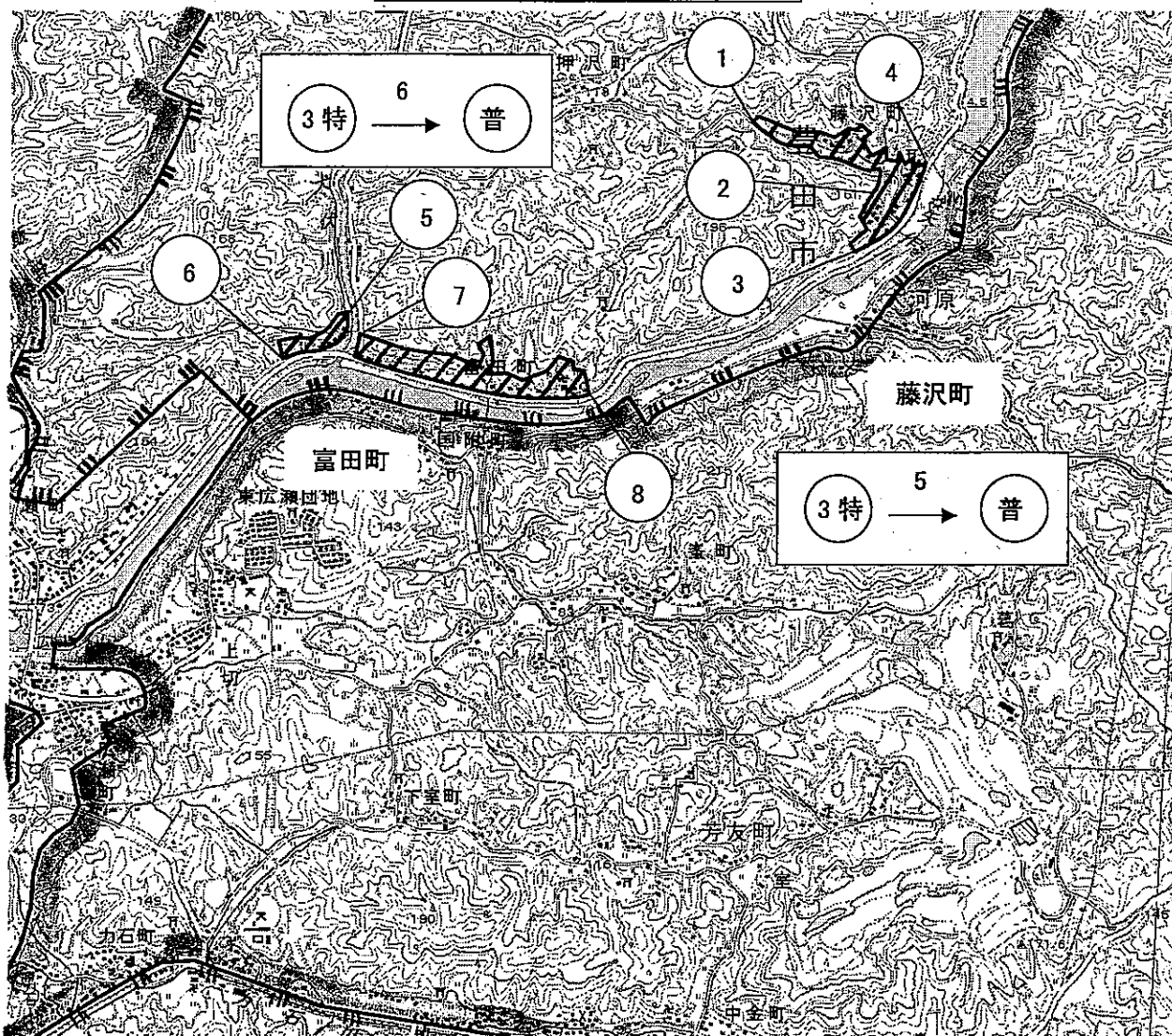


保護規制計画変更図2 副図3-2





# 保護規制計画変更図 3



凡 例	
①-②	道路敷(除)界
②-③	地類界
③-④	道路敷(除)界
④-①	地類界
⑤-⑥	地類界
⑥-⑤	道路敷(除)界
⑦-⑧	道路敷(除)界
⑧-⑦	地類界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係 わる区域
第3種特別区域	③特	≡ ≡ ≡	≡ ≡ ≡
普通区域	④普		////

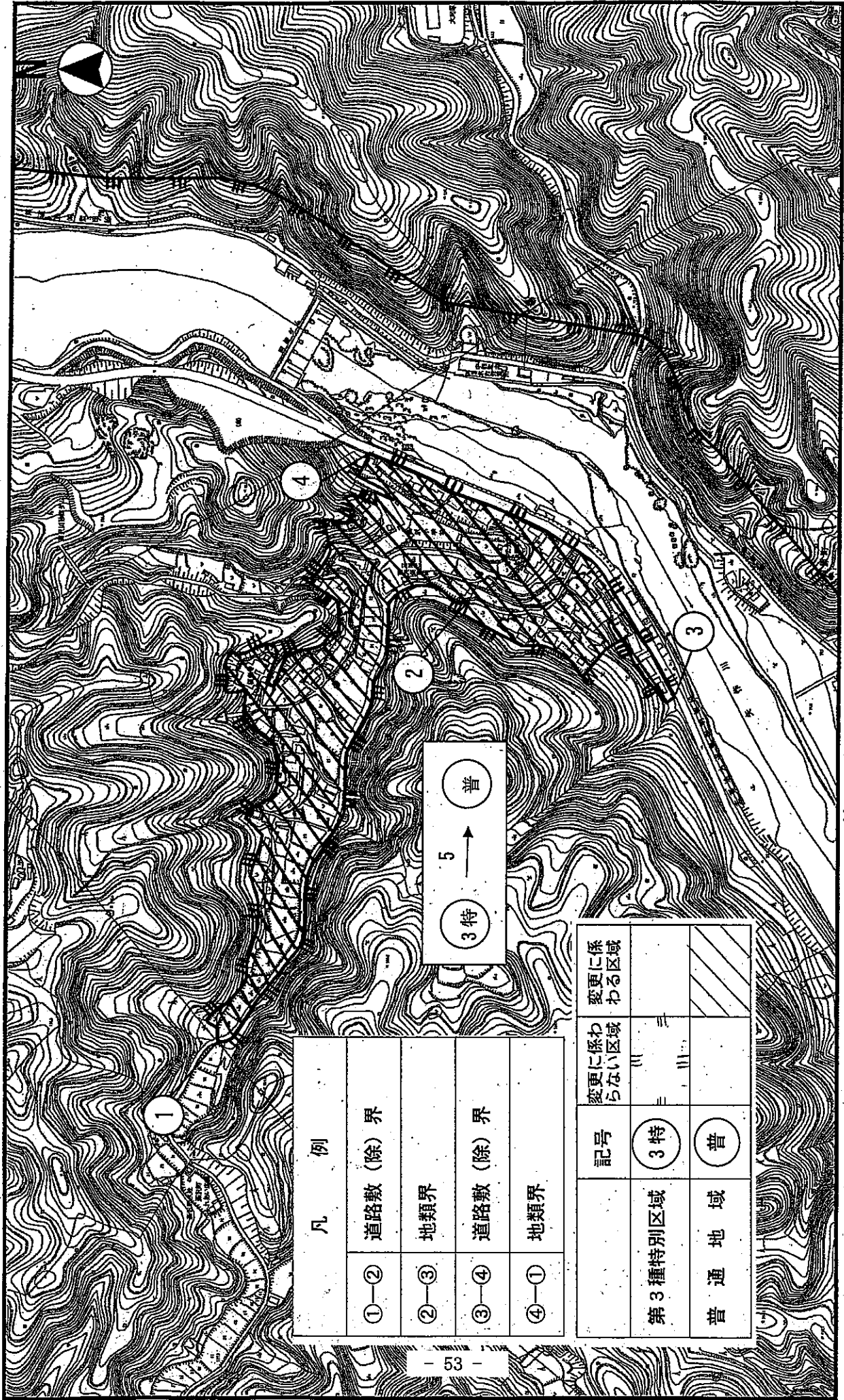
1 : 25,000







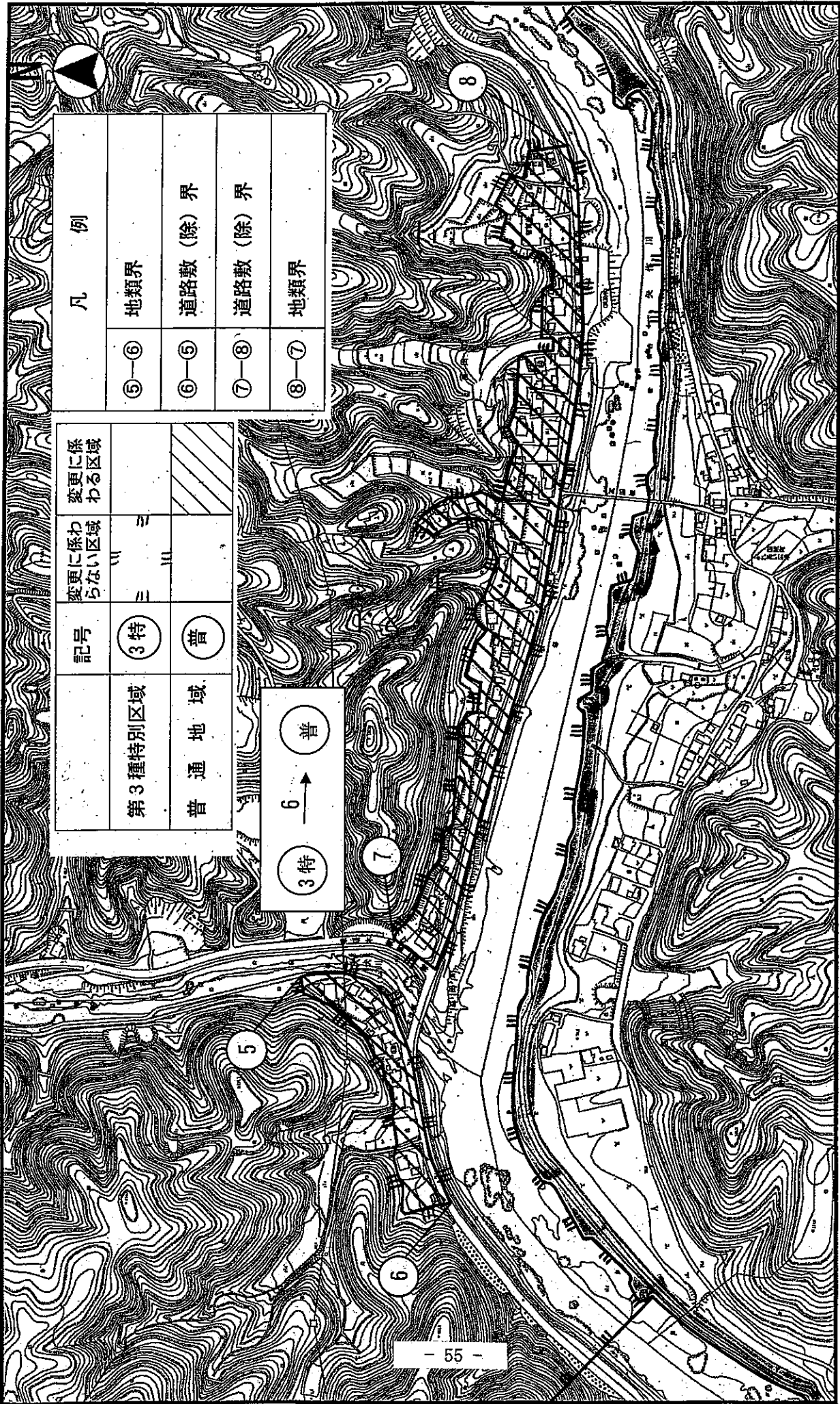
保護規制計画変更図3 副図4



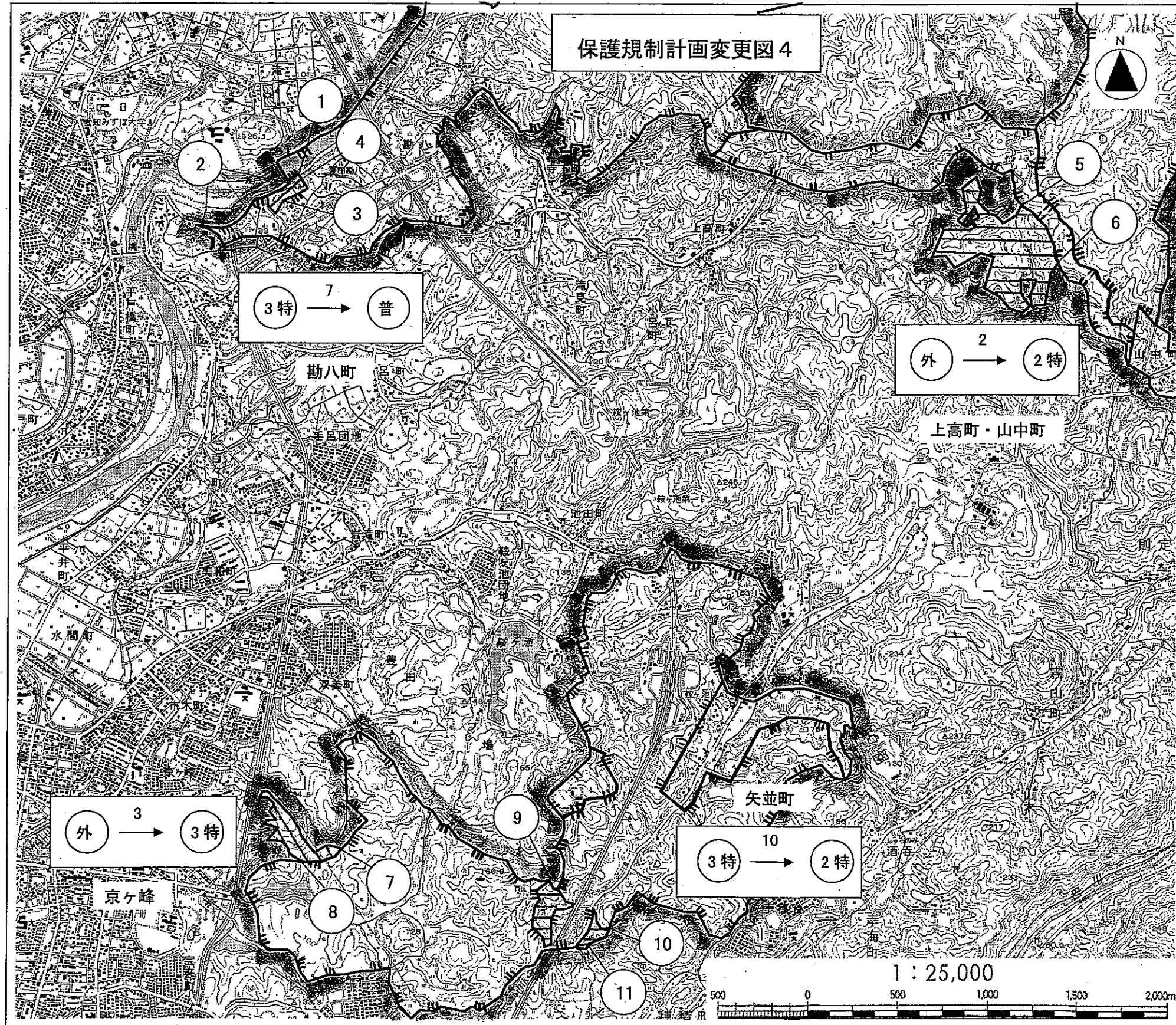




保護規制計画変更図 3 副図 5





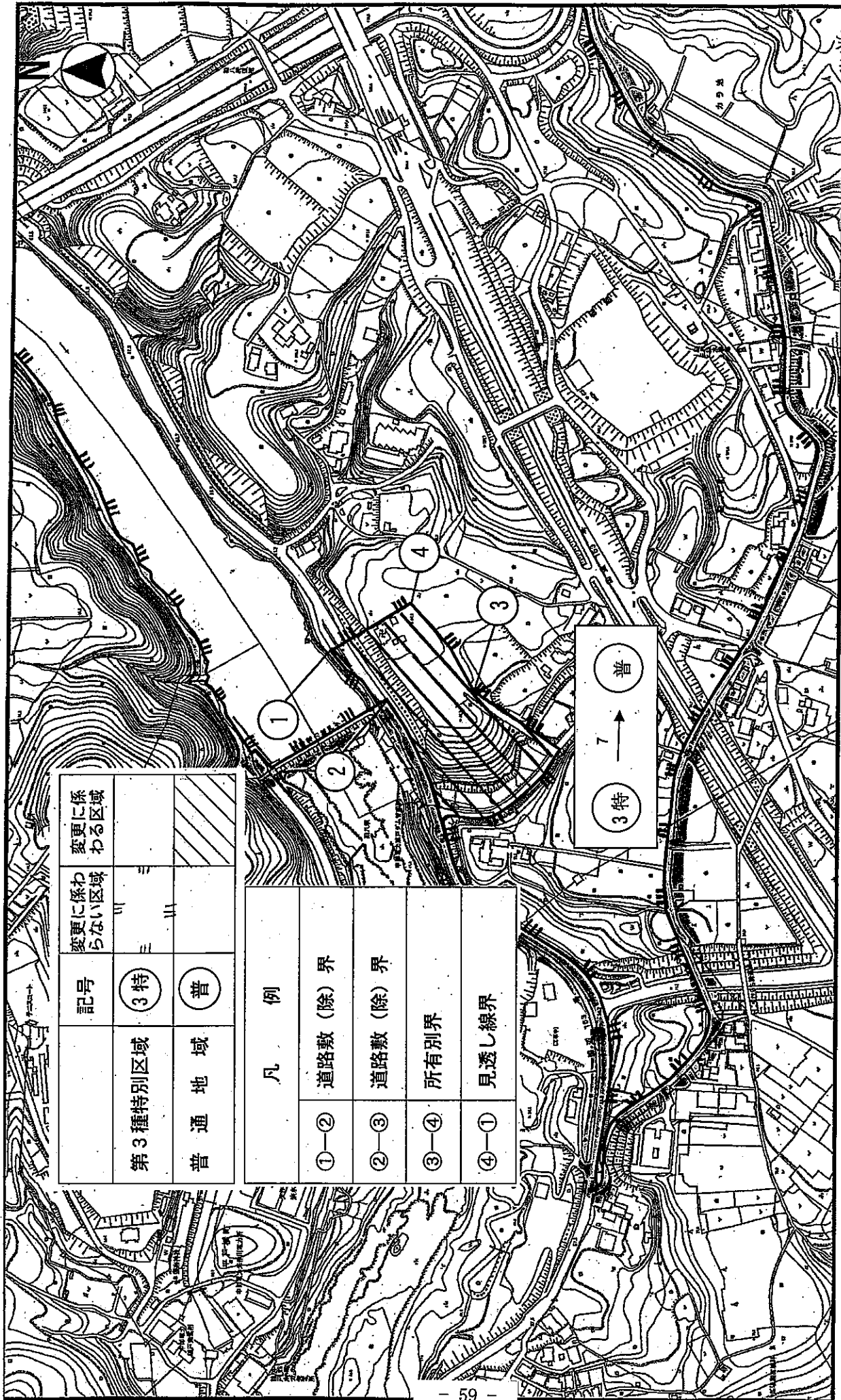


凡 例	
①—②	道路敷(除)界
②—③	道路敷(除)界
③—④	所有別界
④—①	見透し線界
⑤—⑥	所有別(公私)界
⑥—⑤	道路中心線から100m線界
⑦—⑧	所有別(公私)界
⑧—⑦	稜線界
⑨—⑨	所有別(公私)界
⑩—⑩	所有別(公私)界
⑪—⑪	行政(町)界

保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係わ る区域
第2種特別区域	②特		
第3種特別区域	③特		
普通区域	普		



保護規制計画変更図4 副図6



記号	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
第3種特別区域	≡	≡
普通地域	≡	≡

凡例	
①-②	道路敷(除)界
②-③	道路敷(除)界
③-④	所有別界
④-①	見越し線界

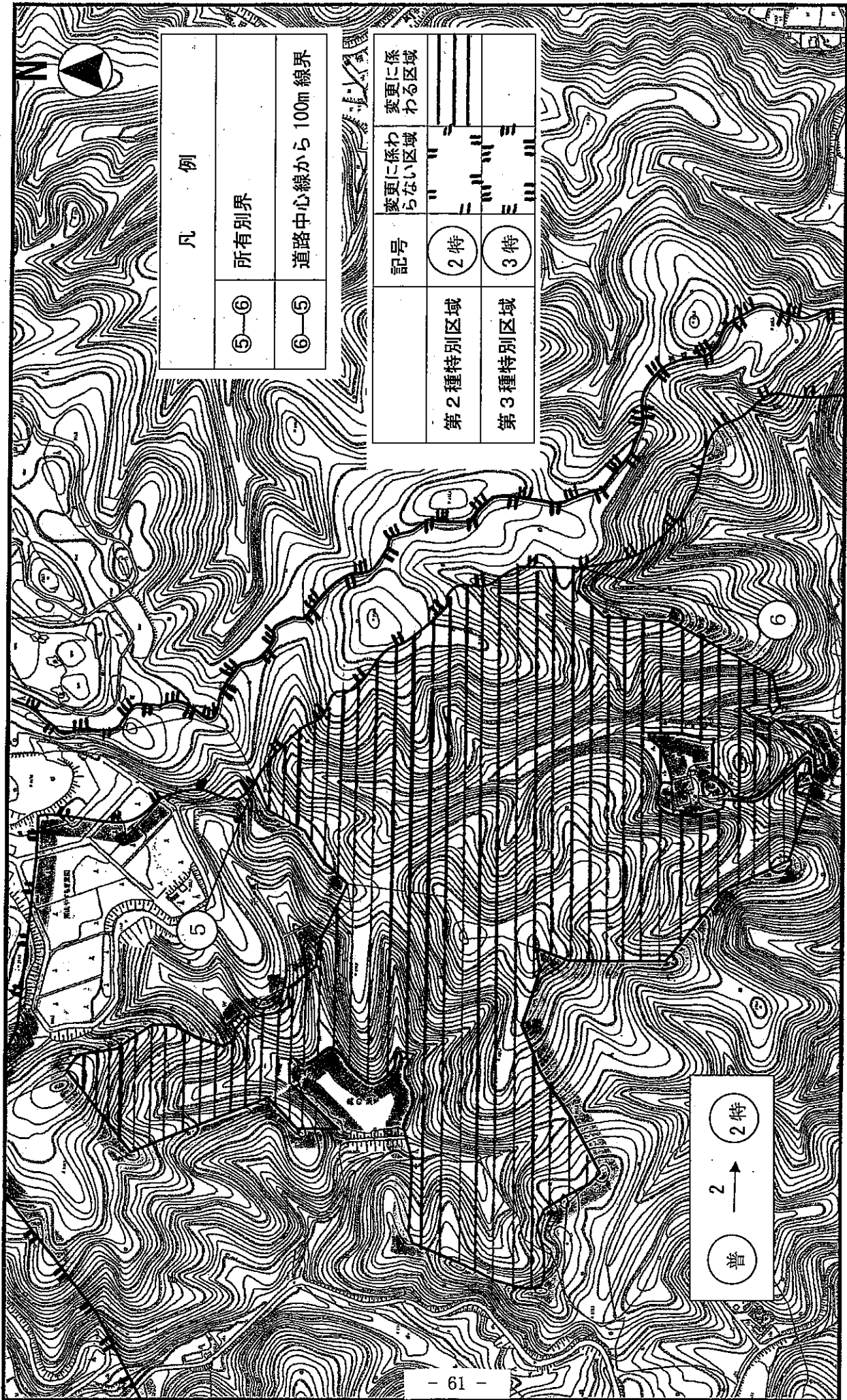


縮尺 1:5000



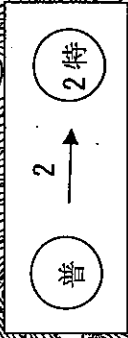


保護規制計画変更図 4 副図 7



凡 例	
⑤—⑥	所有別界
⑥—⑤	道路中心線から 100m 線界

記号	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
2 特		
3 特		

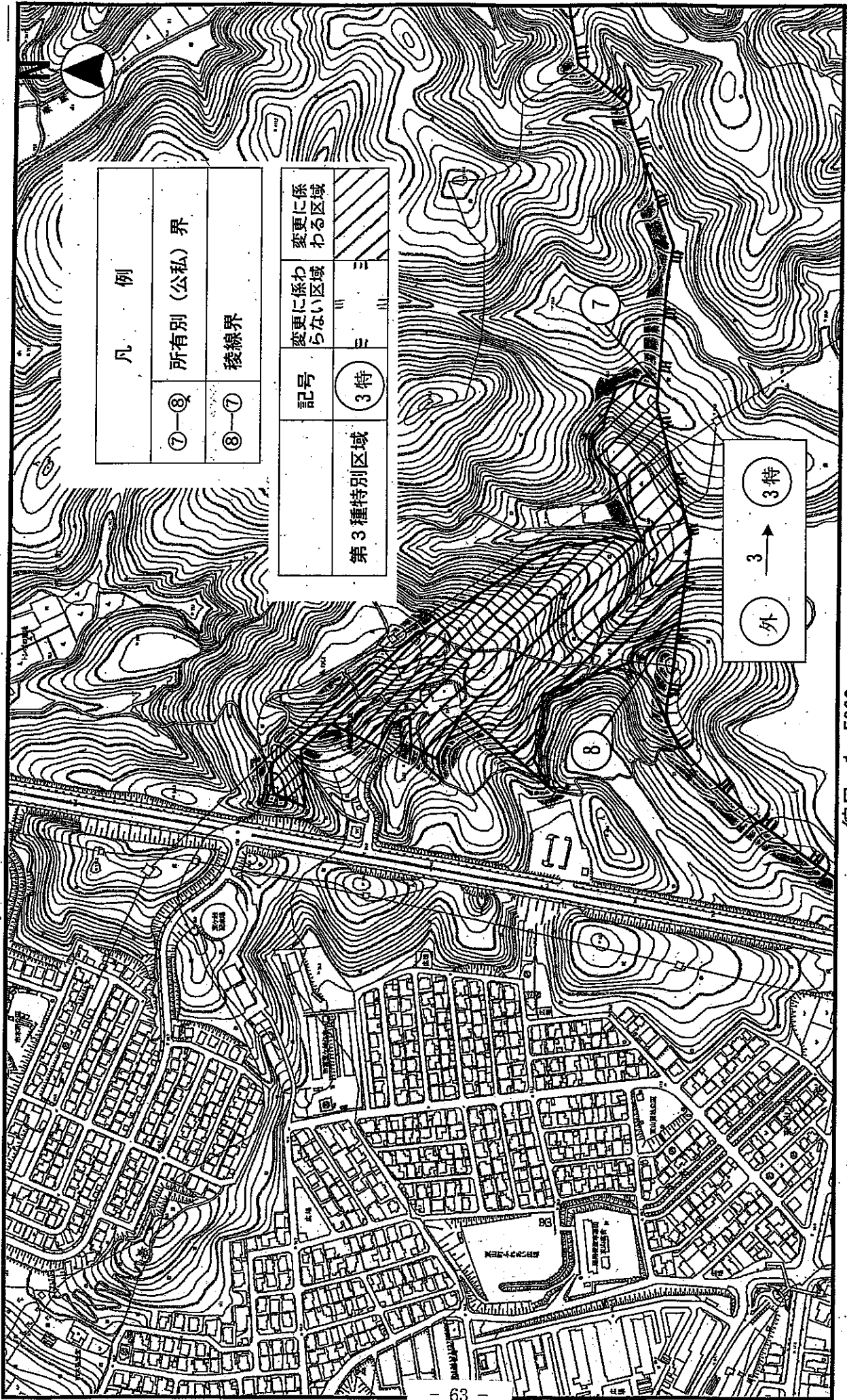


縮尺 1:5000





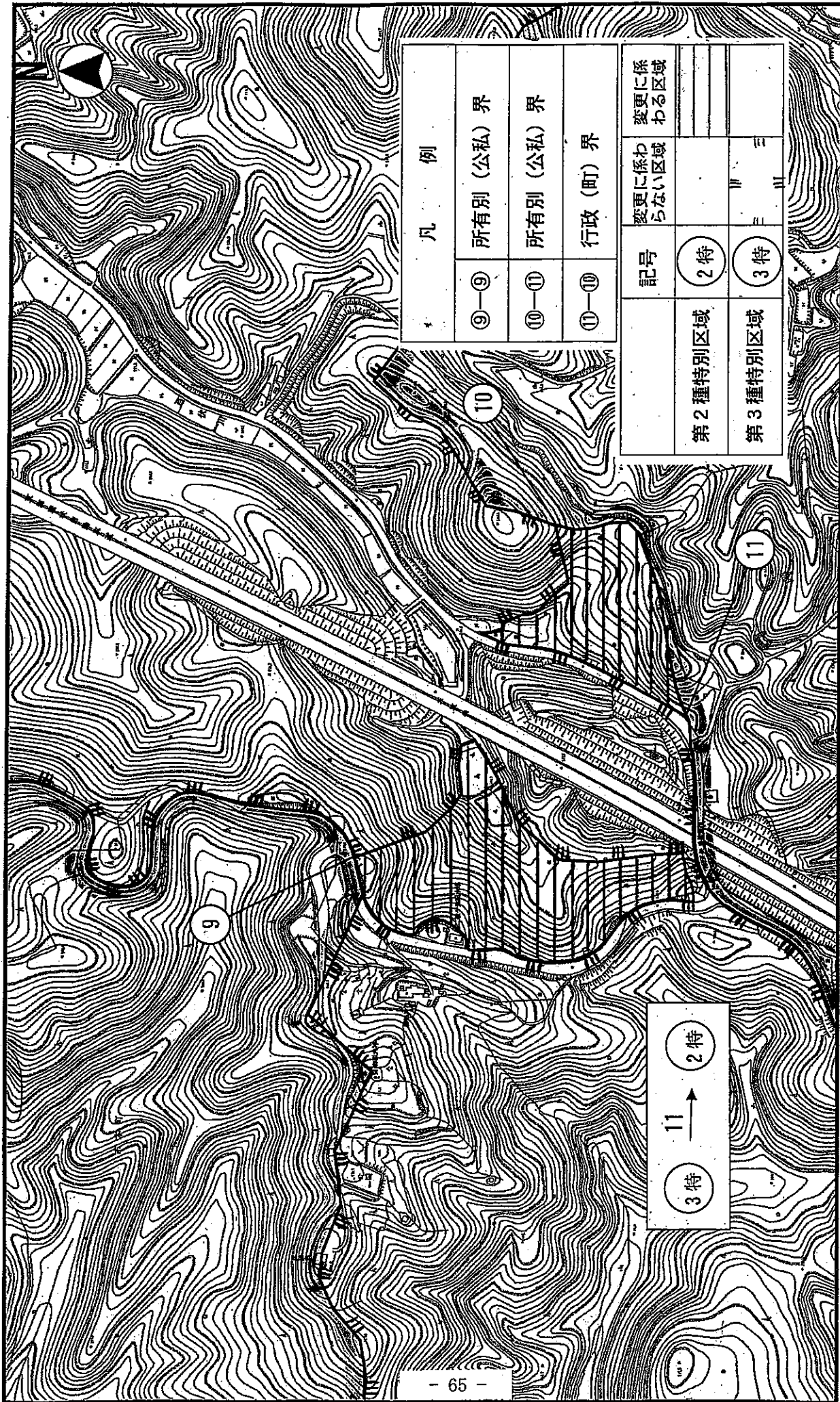
保護規制計画変更図 4 副図 8



縮尺 1:5000

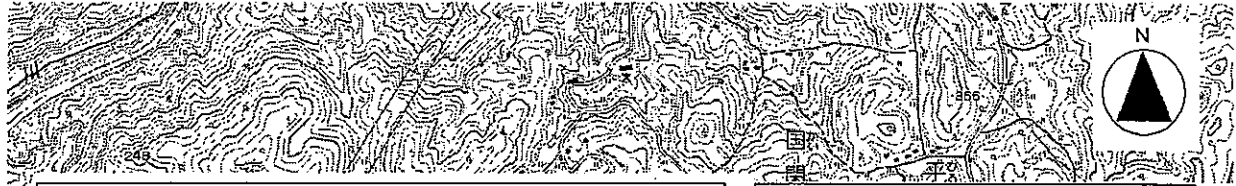


保護規制計画変更図4 副図9



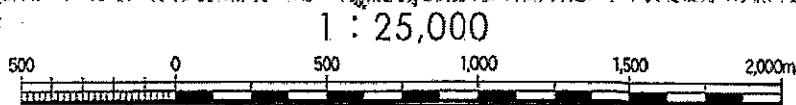
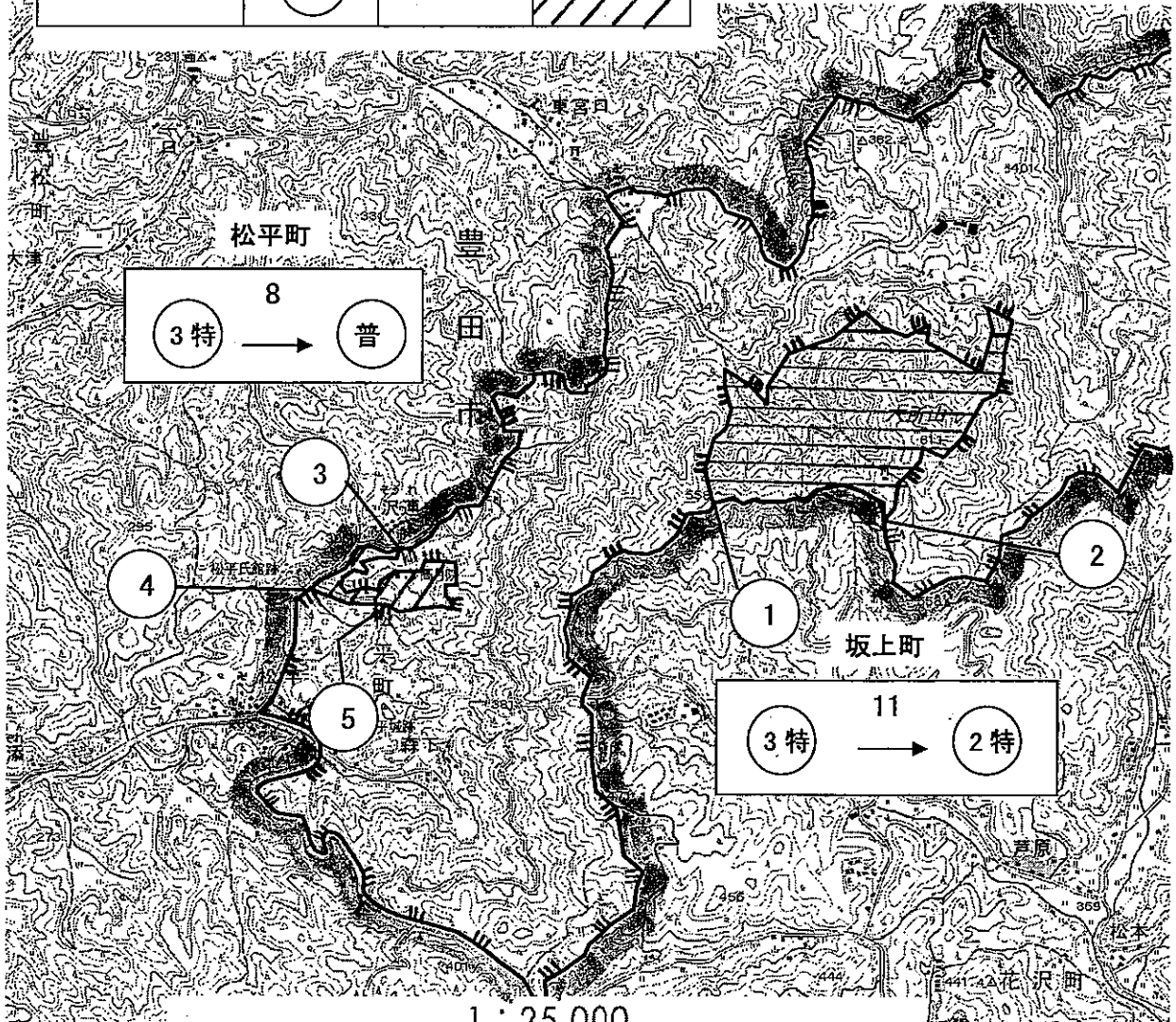


# 保護規制計画変更図 5



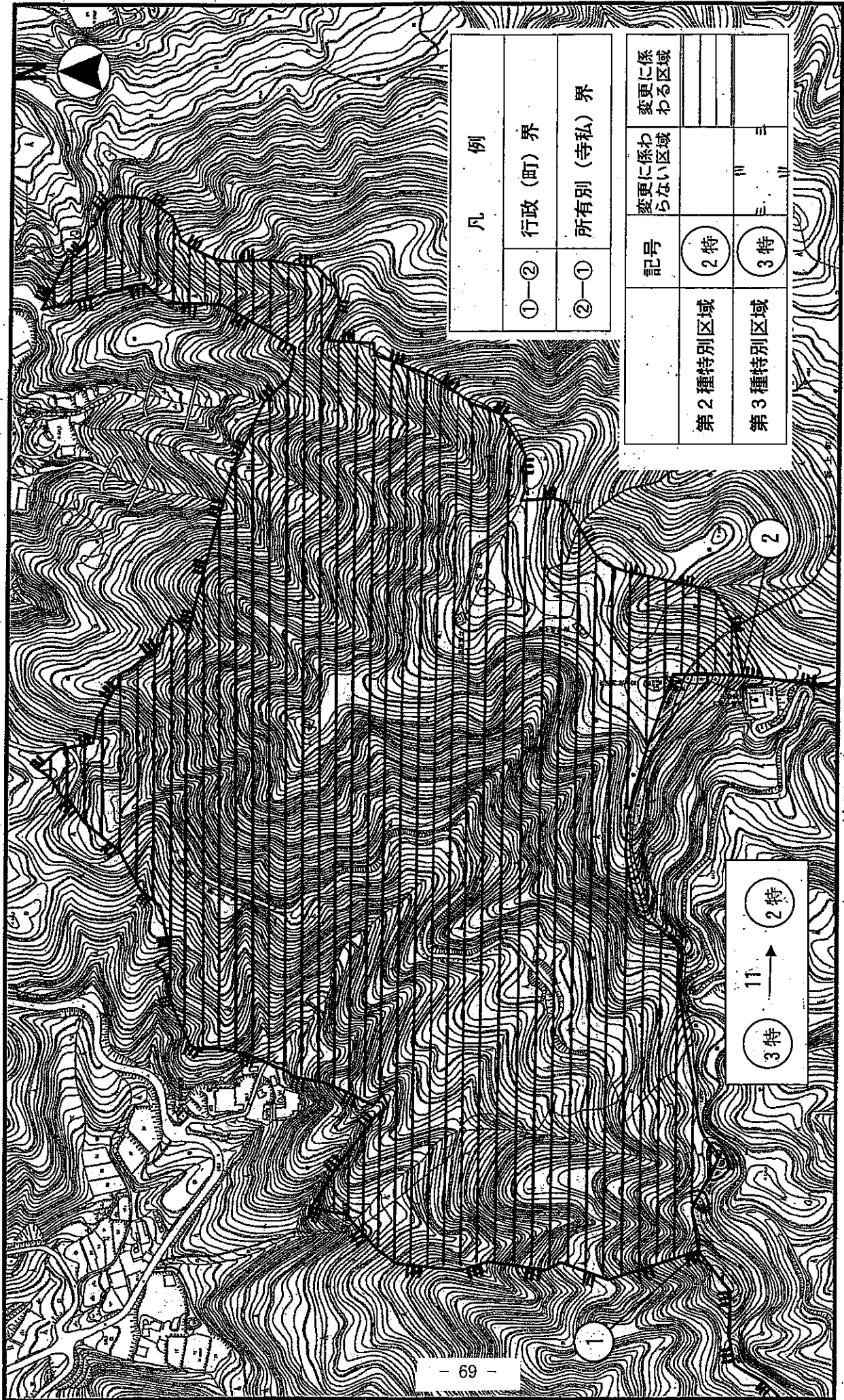
保護規制計画凡例			
	記号	変更に係わ らない区域	変更に係わ る区域
第2種特別地域	②特		
第3種特別地域	③特		
普通区域	普		

凡 例	
①—②	行政(町)界
②—①	所有別(寺私)界
③—④	道路敷(除)界
④—⑤	道路敷(除)界
⑤—③	地類界





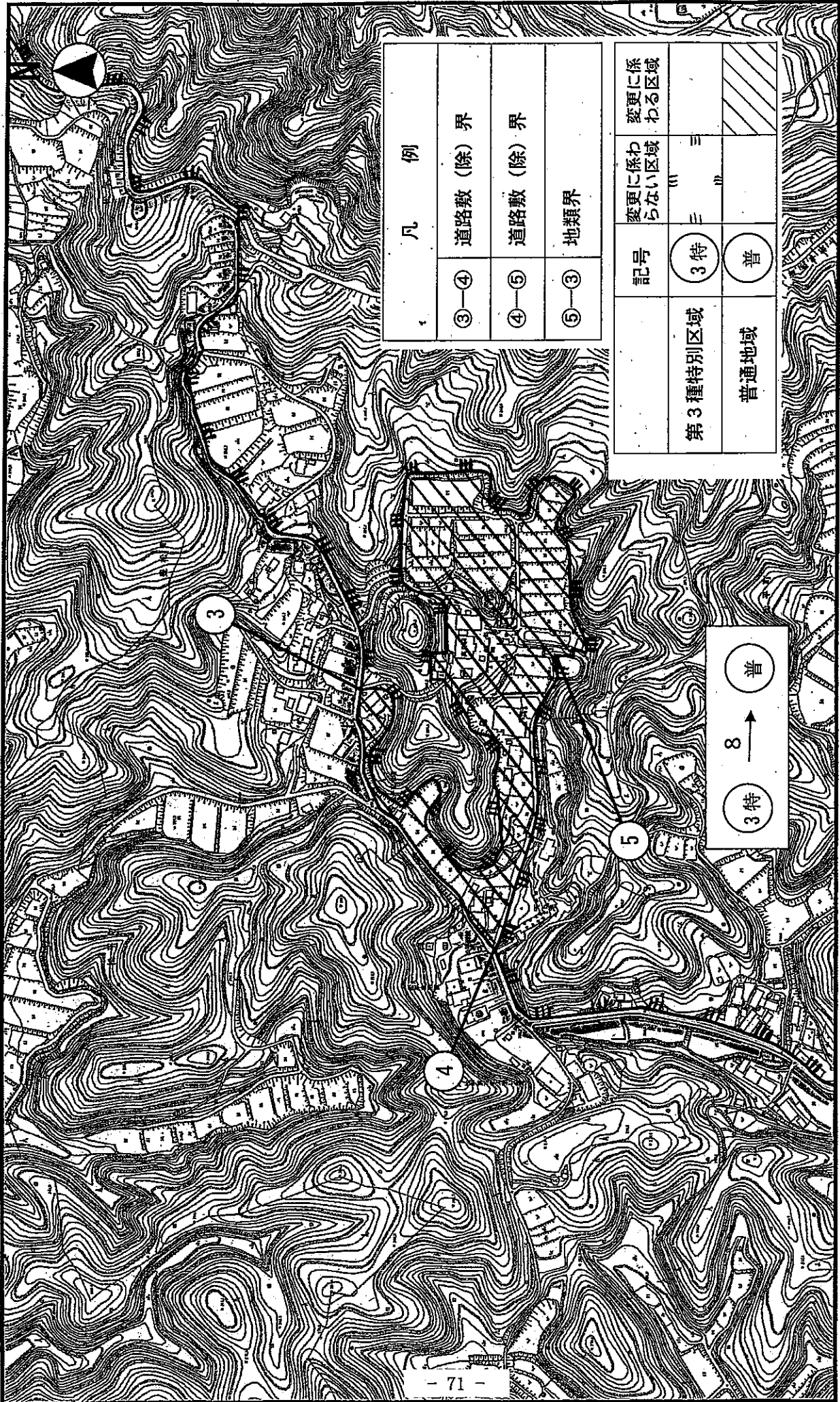








保護規制計画変更図5 副図11



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表5：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域									
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	
愛 知 県	土地所有別面積	0	0	0	68	5	43	170	289	3,035	
	地種区分別面積 (比率)	0 (0)			116 (0.5)			3,494 (16.1)			
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)									
	地域別面積 (比率)										

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表6：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行						
		特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
		特保	第1種	第2種	第3種	小計		
愛 知 県	瀬戸市	0	54	198	1,647	1,899	498	2,397
	春日井市	0	0	413	383	796	158	954
	豊田市	0	43	2,313	11,149	13,505	415	13,920
	小牧市	0	0	0	4	4	0	4
	新城市	0	5	284	1,023	1,312	256	1,568
	北設楽郡 設楽町	0	14	205	2,415	2,634	231	2,865
合 計		0	116	3,413	16,621	20,150	1,558	21,708

(単位：面積 ha、比率%)

第3種特別地域			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
796	1,916	13,831	15	79	1,493	1,049	2,289	18,402
		16,543 (76.1)						
		20,153 (92.7)						
		20,153 (92.7)				1,587 (7.3)	21,740 (100)	

(単位：ha)

変 更 後							増減
特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	陸域 (B - A)
特保	第1種	第2種	第3種	小計			
0	54	198	1,647	1,899	498	2,397	0
0	0	418	379	797	158	955	1
0	43	2,389	11,075	13,507	444	13,951	31
0	0	0	4	4	0	4	0
0	5	284	1,023	1,312	256	1,568	0
0	14	205	2,415	2,634	231	2,865	0
		81	△78	3	29		
0	116	3,494	16,543	20,153	1,587	21,740	32

### 3 施設計画

#### (1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

##### ア 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 7 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
44	休憩所	愛知県豊田市羽布町（三河湖）
45	展望施設	愛知県豊田市羽布町（三河湖）

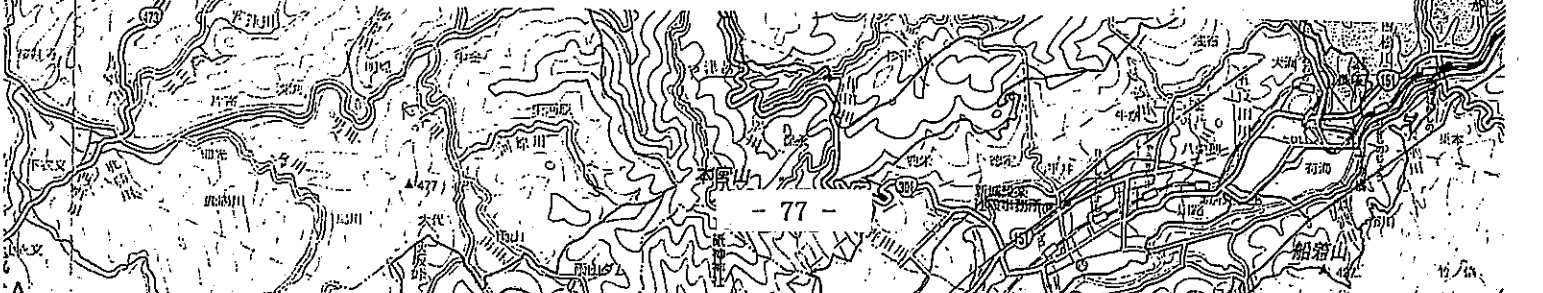
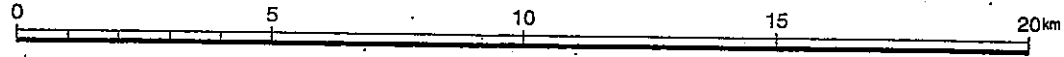
整備方針	旧計画との関係
三河湖地域の利用の増進を目的として、休憩所の整備を図る。	新規
三河湖地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る。	新規



# 施設計画変更図位置図



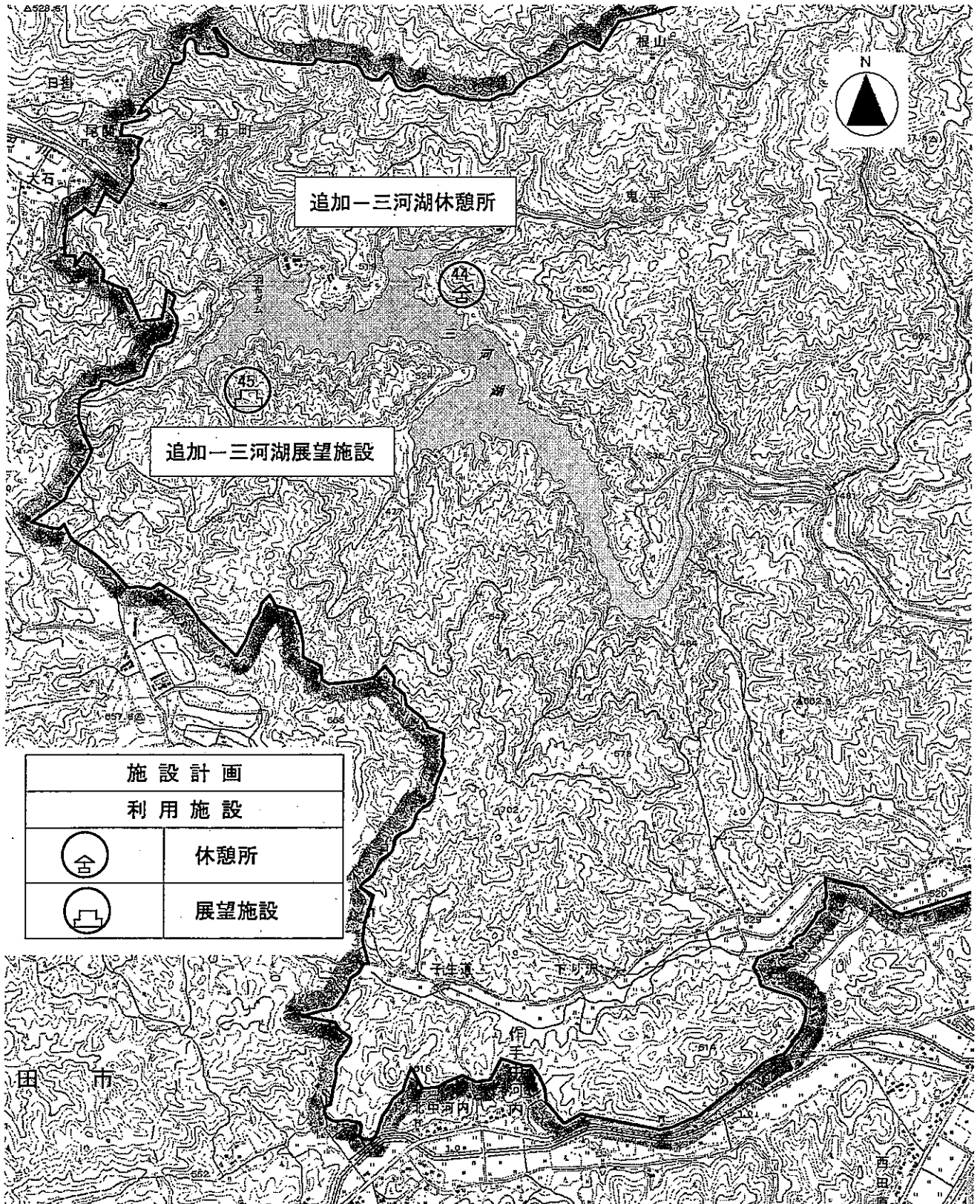
1:150,000







# 利用施設計画変更図



追加-三河湖休憩所

追加-三河湖展望施設

施設計画	
利用施設	
	休憩所
	展望施設

